

国土交通大臣

前 原 誠 司 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

前原様の大臣就任以来のめまぐるしいご活躍に対して、たいへん心強く思っております。

特に、大臣の「建築基準法改正を来年の通常国会で」というご発言、またそれを受けて馬淵副大臣が具体的な取り組みを始められたことを知り、念願の建築基準法再改正が現実味を帯びてきたと感じております。

そこで、この再改正につきまして、改めて私どもの思いを述べさせていただきたく、ご連絡さしあげました。

まず、大臣が示されておられる「確認日数の短縮」「提出資料の簡素化」「厳罰化」については、まさにこれまで私どもが主張していることであり、言うまでも無く建築発注者、建設業界が望んでいる最重要事項であります。

これらについては、早急に改正内容をまとめられ、一刻も早く法案化していただきますよう、切望いたします。

以下では、上記 3 方針に加えて特にご検討いただきたい事項について、申し述べます。

1. 行政（確認検査機関を含む 以下同じ）が行う建築確認および検査の対象事項は、いわゆる「集団規定」および「単体規定のうち避難施設・耐火建築物など、社会的調和と地域住民の生命財産の保護に直接影響する事項」に限定すべきである。

- ・ 建築設計は、建築士という国家資格を有する専門家にその業務を行う権限が与えられているものであるから、基本的にその内容は尊重されるべきであり、行政によるチェックは最小限にとどめるべきである。
- ・ 建築は、本来個人の幸福追求権、表現の自由、あるいは財産権といった基本的人権に基づく行為であり、出来る限り建築発注者の自由が保障されるべきである。
- ・ 現在の建築基準関係法令は建築にさまざまな要求を課しているが、それが建築費を高くする大きな要因となり、低所得者がより良い住宅を取得し、

あるいは賃借することを阻んでいる。確認・検査の対象を必要最小限な項目に縮小限定することは、建築費を低く抑えるために極めて有効な手段であり、すべての国民がより良い住環境を得る条件整備につながる。

- ・ 集合住宅や大規模店舗等、建築発注者以外の多数の人々の生命財産に影響を及ぼす建築物については、情報公開の徹底、及び違反に対する厳罰によって対応すればよい。
- ・ 行政によるチェックの範囲を縮小限定することにより、チェックに係る時間を短縮することができ、大臣の「確認日数の短縮」「提出資料の簡素化」という方針に適う。
- ・ 行政によるチェックの範囲を縮小限定することにより、チェックにかかる費用（担当者の人件費等チェック体制維持費用）を削減でき、建築発注者の負担する申請手数料の軽減のみならず、一般納税者の税負担の軽減にもつながる。
- ・ 現状の行政の技術者が、高度化・専門化している建築技術を用いてなされる建築設計内容をチェックすることは事実上不可能であり、形骸化した現状は改めるべきである。

2. 構造（設備）設計 1 級建築士制度は撤廃すべきである。

- ・ 現在の構造（設備）設計の実務において求められる知識・能力は、「1 級建築士」に求められる知識・能力を必要とするものではない。
- ・ 通常の構造（設備）設計業務は、現状の技術者によって問題なく行われている。
- ・ 建築発注者・所有者等に対する、構造（設備）設計内容に関する責任は、建築発注者からその業務を受託した建築士（事務所）が負えばよい。

3. 住宅瑕疵担保履行法における供託・保険加入は、任意とすべきである。

- ・ 供託・保険制度は、実際は建築費を増加させる要因であるので、すべての建築工事で強制すべきではなく、建築発注者に制度を十分説明した上で、加入を発注者の選択に任せるべきである。
- ・ 住宅等の購入者に対しては、販売者に対して、供託・保険加入がなされている建物であるかどうかの情報開示を徹底させることにより、対応すればよい。

「建築基準法、建築士法等、建築関係の規定はいたずらに複雑化している一方で、現在の諸状況に適合していない。全体を根本的に見直し、建築基本法を制定すべき」といった見解があります。

私どもも全く同様に感じており、検討の場を設け、時間をかけて根本的に改正すべきものと思いますが、ここで述べました３点については、大臣が示された方針とならんで緊急課題であると考えておりますので、早急にご検討いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

2009年10月29日

株式会社希望社 代表取締役会長
建築基準法再改正を実現する会代表

桑原耕司